

# 平成27年度の判定区分Ⅳの措置状況

○ 平成27年度の判定区分Ⅳの施設は、道路付属物等（門型標識柱）の1基であったが、既に平成28年度に門型標識柱の梁部分をすべて撤去している

## <判定区分Ⅳのリスト>

※予算措置状況等によって今後変わらうる

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
<b>該当なし</b>					

### ○道路付属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	今後の予定
東京都	道路標識門型	主要地方道 新宿・国立線（14号）	1995	車両の接触事故により、門型トラスの梁部分の下面に変形、傷（一部貫通）が発生、雨水の浸入による錆びの進行が懸念された。（発生：H27.12月）	梁部分を全て撤去済み （撤去：H28.11月）

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態